

## 16春闘協定（16年4月6日付）2項（1）に関する協定

標記について、一般社団法人日本港運協会（以下「日港協」という）と全国港湾労働組合連合会（以下「全国港湾」という）、及び全日本港湾運輸労働組合同盟（以下「港運同盟」という）は、下記の通り協定する。

### 記

1. 日港協は、「産別協議体制を堅持し強化する」こと、及び「産別協定を順守」する。そのために、産別協議体制や産別協定へのいかなる介入に対しても、労使協同でこれを断固として排除すべく努力する。
2. 日港協、全国港湾及び港運同盟は、産別制度賃金の交渉・改定について、引き続き、法律上の問題も含め、専門家を交えた検討を労使政策委員会を中心に研究し、早急に解決出来るよう労使双方で努力する。
3. 産別制度賃金の当面の措置について
  - (1) 16年度の産別制度賃金は、現行通りとする。
  - (2) 17年度の産別最低賃金については、産別交渉を行わず、政府審議会が答申・確認した、2016年度地域最低賃金改定に準拠する。但し、本合意は暫定とし、この協定の効力は上記2項の結果、問題がないと確認された上で発効する。
  - (3) 16年度及び17年度の、あるべき賃金、基準賃金、標準者賃金は現行通りとする。
  - (4) 2018年度以降の、産別制度賃金については、上記2項の研究結果に基づき、あらためて協議する。
4. 日港協は、両港湾労組加盟各単組が行う2016年一時金交渉や17春闘以降の、各単位組合の行う賃金・一時金交渉に、本件で問題になった諸事情を理由に介入せず、全国港湾及び港運同盟の判断で支援などを行う場合も、これを認める。

以上

2016年（平成28年）11月10日

一般社団法人 日本港運協会

会長



全国港湾労働組合連合会

中央執行

委員長



全日本港湾運輸労働組合同盟

会長

